

新羽黒保育園の運営に関する覚書

犬山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、犬山市立羽黒子ども未来園及び羽黒北子ども未来園（以下「羽黒及び羽黒北子ども未来園」という。）の民間移管に伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開園する新羽黒保育園の運営について、次のとおり覚書を締結するものとする。

（趣旨）

第 1 条 この覚書は、保育の内容及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（遵守事項）

第 2 条 乙は、新羽黒保育園の運営にあたっては、「新羽黒保育園の運営条件」（資料 3-1）、「地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の運営条件」（資料 3-2）及び甲・乙・保護者で構成する三者協議会で決定した事項を遵守する。

（効力の発生）

第 3 条 この覚書の効力は、令和 8 年 4 月 1 日から発生するものとする。

（信義誠実の原則）

第 4 条 乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

（損害賠償）

第 5 条 乙は、この覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（その他）

第 6 条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 犬山市大字犬山字東畑 3 6 番地  
犬山市  
代表者 犬山市長  
乙

印

印